

第2章 家畜伝染病対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病のうち、ヒトへの感染が疑われるもの及び市民生活に甚大な影響を及ぼすもの

- 1 高病原性鳥インフルエンザ等（主たる所管局はみどり環境局、医療局が支援）
- 2 豚熱（CSF）（主たる所管局はみどり環境局）
- 3 口蹄疫（主たる所管局はみどり環境局）
- 4 上記1、2、3の他、家畜伝染病予防法に位置づけられている重大な伝染病

第2節 高病原性鳥インフルエンザ対策及び低病原性鳥インフルエンザ対策

第3部第1章第4節に定めるとおり

第3節 豚熱（CSF）対策

豚熱（CSF：Classical swine feverの頭文字、古典的な豚熱。以下「豚熱」という。）は豚、イノシシに感染、まん延し、農業と地域経済に甚大な損失を招くだけでなく、ヒトには健康上の影響はないが市民生活の様々な面において重大な影響を及ぼすことから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために必要な全庁的な対策等を定める。なお、この計画は、アフリカ豚熱（ASF）発生時における対応に準用する。

1 豚熱の特徴

豚熱ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触により感染が拡大する。治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大である。

2 市内の豚・イノシシの飼養状況等

市内では主に養豚場で豚を飼養しているほか、市立動物園などでも豚及びイノシシを飼育している。横浜市の場合、これらの施設が住宅密集地に多く存在することから、発生地又は周辺で埋却地の確保が難しいと予想されるほか、埋却せずに処理するレンダリング装置や消毒ポイントの設置等の防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。

3 国、県及び市の役割

(1) 飼養豚及びイノシシ

豚熱対策は、国の家畜伝染病予防法、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和3年10月1日一部変更）、神奈川県CSF（豚熱）発生時における対応方針（令和2年3月策定）、神奈川県豚熱発生時対応マニュアル（令和2年3月31日策定、令和4年3月25日改正）に基づき、国及び県が実施する防疫措置を関係機関等と連携して支援する。

表 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

国・神奈川県	<ul style="list-style-type: none">・早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分・移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置・ベースキャンプ、現場事務所の設置・運営・死体のレンダリング処理に要する候補地選定及び決定
--------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・死体のレンダリング処理・焼却処理の決定及び実施 ・ストックポイントの設置・運営 ・発生農場の清掃・消毒作業 ・殺処分家畜等の評価 ・疫学調査及び清浄性確認 ・防疫措置に関する住民説明 ・飼養衛生管理基準の徹底指導 ・地域住民への情報提供、住民説明会の開催
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への情報提供、住民説明会開催の協力 ・ベースキャンプ、現場事務所の運営協力 ・県が実施するレンダリング処理に要する候補地の情報提供 ・レンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む。）の協力 ・県が設置する消毒ポイント候補地の情報提供 ・ストックポイントの運営協力 ・養豚農家以外が飼養している豚等に関する情報提供 ・連絡体制及びその他、県が行う防疫措置（評価人等）に対する協力

(2) 野生イノシシ

現在、市内には、野生イノシシの生息は確認されていない。

しかしながら、近隣の葉山町を中心に周辺の横須賀市、逗子市の一部地域に生息しており、県が、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息数の減少に向け、関係市町と対策を行っている。このため、恒常的な対応の必要性は低いが、関係機関と連携しながら生息情報を収集するとともに、あわせて豚熱対策についても、国及び県が実施する防疫措置について関係機関等と連携して協力する。

4 事前対策

(1) 共通事項

ア 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省）、県（環境農政局畜産課及び県央家畜保健衛生所）等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、豚熱に関する情報の共有化を図る。

イ 調査監視体制の強化

みどり環境局は、農林水産省などが公表する豚熱に関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

ウ 市民に対する広報・相談

みどり環境局、経済局、医療局等関係区局は、市民への正確な情報提供及び畜産に関する風評被害の防止のため、市ウェブサイトをはじめとした広報や相談体制の整備に努める。

エ 養豚農家等への周知及び出荷業者への啓発

みどり環境局は、豚熱の発生やまん延を防止するために、県と連携して養豚農家等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立ち入り禁止などの周知徹底を行う。また、経済局は、医療局と連携し、横浜市中央と畜場（以下「中央と畜場」という。）の出荷業者への衛生管理に関する啓発を行う。

オ マニュアル等の整備

みどり環境局、経済局及び関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(2) 養豚農家

ア 家畜防疫体制の整備

みどり環境局は、県（畜産課、県央家畜保健衛生所等）や神奈川県養豚協会、神奈川県畜産会、横浜農業協同組合、(公社)横浜市獣医師会と連携し、豚熱の家畜防疫体制の強化を図る。

イ 自主防疫に必要な消毒薬等家畜防疫資機材の確保、点検

みどり環境局は、豚熱発生に備え、日頃から養豚場で使用する消毒薬及び家畜防疫用資機材を確保し、点検を行う。

ウ 死体のレンダリング処理及び焼却処理の候補地選定

みどり環境局は養豚場発生に備え、県が行う死体のレンダリング処理のための候補地の選定に必要な情報を提供する。

資源循環局はレンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む。）について必要な調査等を行う。

エ 消毒ポイントの対応

みどり環境局は豚熱の発生に備え、消毒ポイントとして設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて県へ情報提供する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、各区局の施設管理者は、その運営が円滑に行えるように協力するものとする。

オ 警戒体制

国内で飼養している豚・イノシシにおいて、豚熱が発生しかつ拡大のおそれがある場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、みどり環境局を事務局として横浜市豚熱対策連絡会（警戒体制）を確立し、関係区局へ通報し情報共有を図る。

(3) 中央と畜場

経済局及び医療局は、食肉市場関係者と連携し、と畜場での豚熱発生に備えた協力体制の強化を図る。

(4) 愛がん豚・イノシシ

ア 医療局は、県に対して愛がん豚・イノシシ(以下「愛がん豚等」という。)等の養豚農家以外が飼養している豚に関する情報提供を行う。

イ みどり環境局は、市立動物園での発生に備え、発生した際の防疫措置の流れについて事前に計画して備える。

(5) 野生イノシシ

みどり環境局は、県及び周辺市町からの野生イノシシの生息情報等を収集し、市内での生息が確認された際には、関係区局と共有化を図る。

5 応急対策

(1) 養豚農家

ア 情報連絡体制

県内で飼養する豚・イノシシが豚熱に感染し、かつ市域に県が行う具体的な業務への協力が必要になる場合又は市内で飼養する豚・イノシシに豚熱感染の疑い事例が出た場合は、みどり環境局及び総務局危機管理室が県と連絡を取るとともに横浜市豚熱対策警戒本部体制を設置する。

市内で飼養する豚・イノシシで豚熱の感染が発見された場合には、対策本部体制を設置し、総合的に対策を講じる。

イ 発生時の感染拡大防止

(7) 情報の収集・連携体制の確保

みどり環境局及び総務局危機管理室は国、県及び関係機関等との情報交換・提供を行い、連携・共有化を図る。

(イ) 早期発見・早期通報体制の確保

みどり環境局及び医療局は県と連携し、豚・イノシシ等の飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

(ウ) 感染予防と封じ込め

関係区局は県が実施する感染豚・イノシシへの防疫措置に対して以下の協力を行う。

- a 発生地の防疫措置の協力
- b 制限区域が設定された場合、制限区域内の豚・イノシシ等動物飼養者への規制情報連絡の協力
- c 消毒ポイントの設置候補地の情報提供
- d 死体のレンダリング処理の候補地の情報提供
- e レンダリング処理による生成物等の焼却処分の協力
- f 応援職員のとりにまとめ及び派遣
- g その他必要な支援

(エ) 住民への説明

養豚場発生の場合は、県と連携し、みどり環境局及び区は豚熱発生に伴う防疫措置にあたり、発生地、消毒ポイント及びレンダリング処理場所等の周辺住民へ防疫措置等の説明を実施する。

(オ) 情報提供

関係区局は風評被害を防止するために市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

(カ) 健康チェック

医療局及び区は県が実施する防疫事業者等の健康チェックに協力する。

(2) 中央と畜場

中央と畜場において豚熱に感染した豚が確認された場合、経済局及び医療局は、速やかに総務局危機管理室及びみどり環境局に連絡する。また、県（県中央家畜保健衛生所）の指示に基づき、関係区局と調整しながら（１）イ(ウ)に準じた対応を図る。

(3) 愛がん豚・イノシシ

市内で豚熱に感染した愛がん豚等が確認された場合、医療局は速やかに総務局危機管理室及びみどり環境局に連絡する。

また、総務局危機管理室及びみどり環境局は、対策本部体制を設置し、関係区局との情報共有及び必要な対策を講じる。

医療局と関係区は、県の指示に基づき（１）イ(ウ)b に準じた対応を行うほか、市民に対して市ウェブサイト等を活用して情報提供を行う。

(4) 市立動物園

市立動物園が飼養する豚・イノシシに豚熱感染が疑われる場合は、みどり環境局が、県中央家畜保健所東部出張所及び動物園と検査の実施について調整等を行う。確定診断が陽性となった段階で、対策本部体制を設置する。また、市立動物園の豚熱防疫対応指針（令和２年２月５日策定）に基づき、国、県、関係区局と調整しながら対応する。

(5) 野生イノシシ

市内で豚熱に感染した野生のイノシシの死体が発見された場合、みどり環境局及び総務局危機管理室は県と調整するとともに、横浜市豚熱対策連絡会を開催する。

市内で飼養する豚へ感染が広がらないように、県や関係区局と連携しながら、総合的に豚熱対策を講じる。

6 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市豚熱対策連絡会
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者
事 務 局	みどり環境局
関 係 区 局	総務局危機管理室、経済局、医療局、みどり環境局、資源循環局及び責任者が指定する区局
確 立 基 準	1 国内（県外）において、飼養する豚・イノシシへの豚熱感染が確認された場合 2 県内において豚熱に感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合 3 市内で野生イノシシへの豚熱感染が確認された場合 4 責任者が必要と認める場合
廃 止 基 準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市豚熱対策警戒本部	〇〇区豚熱対策警戒本部
警 戒 本 部 長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室、みどり環境局	区警戒本部長の指定する課等
組 織 構 成	みどり環境局、政策経営局、総務局、経済局、医療局、資源循環局、道路局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 県内（市外）において、飼養する豚・イノシシへの豚熱感染が確認された場合で県が行う市域での具体的な業務への協力が必要な場合 2 市内において豚熱に感染の疑いのある飼養する豚・イノシシが発見された場合 3 市警戒本部長が必要と認める場合	市警戒本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 第2部第2章第2節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

(3) 対策本部体制

名 称	横浜市豚熱対策本部	〇〇区豚熱対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室、みどり環境局	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 市内で飼養する豚・イノシシへの豚熱感染が確認された場合 2 本部長が必要と認める場合	市本部長が指定した区
廃 止 基 準	1 第2部第2章第3節4に定める場合 2 国等から再発懸念の状況が払拭された場合	

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 人員配置に関すること。
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（みどり環境局の事務を除く）。 4 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動自粛要請に関すること。
経済局	1 中央と畜場の防疫に関すること。 2 畜産物における食の安全性に対する正しい知識の普及に関すること。

	3 中央と畜場の防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。
医療局	1 と畜場及び化製場等の防疫に関する事。 2 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 3 愛がん豚等の感染症拡大防止のための周知啓発に関する事。 4 愛がん豚等の飼養者の情報提供に関する事。 5 防疫従事者等の健康チェックに関する事。
みどり環境局	1 県が行う防疫対策の実務に関する事。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 3 養豚場発生に関するレンダリング装置設置候補地の情報提供に関する事。 4 養豚場の防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。 5 養豚農家に対する広報に関する事。 6 養豚場に関連する消毒ポイント候補地の情報提供に関する事。 7 養豚場に関連する消毒ポイントの設置、運営協力に関する事。 8 ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関する事。 9 ストックポイントの設置、運営、施設協力に関する事。 10 市立動物園の防疫に関する事。 11 畜舎等の排水に関する事。 12 養豚場発生に係る住民説明会に関する事。 13 養豚場の豚の相談に関する事。 14 影響を受けた畜産農家への経営相談に関する事。 15 国、県、他都市との連絡調整に関する事。 16 野生イノシシの相談に関する事。
資源循環局	1 焼却可能施設等の確認に関する事。 2 レンダリング処理による生成物等の焼却処理（汚染物品含む。）に関する事。
道路局	1 発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事。
区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び住民説明会に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 5 防疫従事者等の健康チェックに関する事。 6 発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事（道路局と連携して実施）。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○豚熱に関する広報・相談に関する事。 ○消毒ポイント、レンダリング装置の設置協力に関する事。 ○ベースキャンプの設置、運営、施設協力に関する事。 ○ストックポイントの設置、運営、施設協力に関する事。 	

【用語解説】

○ 豚熱の防疫対策

第一に発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合には、その被害を最小限に食い止めることが基本となる。国内で発生した場合は国際的な豚熱清浄国の防疫原則に則り、殺処分により撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

殺処分による方法のみではまん延防止が困難と国・県が判断し、早期清浄化を図る上で必要がある場合に限り、豚熱ワクチンの使用を行う。

ワクチンは、豚においては豚熱の感染をほぼ防ぎ、感染拡大を防ぐことができる。しかしワクチン接種をした家畜が生存している間は、国際的に豚熱汚染国とみなされ、輸出制限がかかる国も発生する等、経済的に打撃が大きい。ワクチン接種豚は出荷が可能だが、と畜されるまで家畜防疫員の監視対象となる。

○ アフリカ豚熱（ASF）

ASFウイルスにより起こる豚、イノシシの伝染病で、豚熱と同じく治療法は無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されている。

○ 死体のレンダリング処理

国が所有する移動式レンダリング装置で死体を加熱・加圧することで殺菌処理すること。

第4節 口蹄疫対策

口蹄疫は偶蹄類の家畜及び感受性の高い動物（以下「偶蹄類等」という。）に感染、まん延し、農

業と地域経済に甚大な損失を招くだけでなく、ヒトには健康上の影響はないが市民生活の様々な面において重大な影響を及ぼすことから、そのまん延防止と影響を最小限にとどめるために必要な全庁的な対策等を定める。

1 口蹄疫の概要

(1) 口蹄疫とは

口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性伝染病で、牛、豚、めん羊、山羊等の家畜をはじめ、野生動物を含むほとんどの偶蹄類等の動物が感染する家畜伝染病である。口蹄疫にかかると発育や運動障害で肥育効率が低下するなどし、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数％程度といわれている。しかしひとたび口蹄疫が発生した場合、その影響は牛、豚飼養農家に止まらず、地域の経済活動や市民生活などに重大な影響を与えることが懸念される。このため、日頃の衛生管理等の徹底による予防や他の偶蹄類等へ移さないようにするための対策、特に発生初期段階における防疫対策が重要である。

(2) 口蹄疫の症状

偶蹄類等が口蹄疫に感染すると、突然 40～41℃の発熱を示し、元気消失に陥ると同時に、多量のよだれや、口、蹄、乳頭等に水疱（水ぶくれ）ができるなどの症状があらわれる。病原体のウイルスの感染力はすさまじく、まん延しやすい。

2 市内偶蹄類等の飼養状況等

市内では主に酪農・肉牛経営や養豚場のほか、市立動物園などで偶蹄類等を飼育している。横浜市において、これらの施設は住宅密集地に多く存在することから、発生地又は周辺への埋却地の確保が難しいと予想されるほか、埋却するときの防疫措置に関する地域住民の理解と協力が特に必要となる。

3 国、県及び市の役割

国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項」及び「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成23年10月）等に基づき、国、県及び関係機関等と連携し実施する。

表 家畜伝染病予防法等に基づく、国・県及び市の主な役割（防疫措置）

<p>国・神奈川県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期診断及び患畜・疑似患畜の殺処分 ・ 移動制限区域・搬出制限区域の設定、規制及び消毒ポイントの設置 ・ 埋却に要する国有地・県有地のリストアップ ・ 死体を含む汚染物品の埋却処理・焼却処理の決定及び実施 ・ 発生農場の清掃・消毒作業 ・ 殺処分家畜等の評価 ・ 疫学調査及び清浄性確認 ・ 飼養衛生管理基準の徹底指導 ・ 埋却地又は処理施設までの移動ルート決定（県）
<p>横浜市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各農場における死体の埋却予定地及び市有地の調査 ・ 埋却処理が困難な場合の焼却可能施設等の確認 ・ 県が設置する消毒ポイント等への運営協力 ・ 制限区域内農場等への発生状況及び規制内容等の情報提供 ・ 発生農場周辺住民等への情報提供 ・ 連絡体制及びその他、県が行う防疫措置に対する協力 ・ 自主消毒ポイントの設置運営 ・ 埋却地又は処理施設までの移動ルート決定（県）への協力

4 事前対策

(1) 関係機関との連携

関係局は、国（農林水産省）、県（環境農政局農政部畜産課及び県央家畜保健衛生所）、神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、口蹄疫に関する情報の共有化を図る。

(2) 調査監視体制の強化

みどり環境局は、農林水産省などが公表する口蹄疫に関する情報のほか、海外での発生状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係区局並びに関係機関へ情報提供を行う。

(3) 家畜診療・家畜防疫体制の整備

みどり環境局は、県（県央家畜保健衛生所）や神奈川県農業共済組合、（公社）神奈川県獣医師会、（公社）横浜市獣医師会、横浜農業協同組合と連携し口蹄疫の家畜防疫体制の強化を図る。

(4) 埋却及び焼却処分への対応調査・確認

県は、家畜飼養者等の埋却処分のための土地の有無についての調査・確認を法に基づき家畜飼養者等からの定期報告書の提出を受けて実施する。医療局とみどり環境局は、県と連携して備える。財政局は、関係局と連携し埋却可能な市有地を含む公有地を調査し、必要に応じて県へ連絡する。資源循環局は、国、県が埋却不可と判断し、焼却処分を決定した場合に備えて焼却可能施設の確認等を行う。

(5) 消毒ポイント・自主消毒ポイントの対応

みどり環境局は口蹄疫の発生に備え、消毒ポイント及び自主消毒ポイントとして設置する可能性のある場所を調査し、必要に応じて県へ連絡する。

なお、道路上に設置できず、周辺の施設に設置する場合、すべての区局の施設管理者は、その運営が円滑に行なえるように協力するものとする。

(6) 自主防疫に必要な消毒薬等家畜防疫資機材の確保、点検

みどり環境局、経済局及び医療局は、口蹄疫発生に備え、日頃から消毒薬及び家畜防疫用資機材を確保し、点検を行う。

(7) 農家等への周知及び出荷業者への啓発

みどり環境局及び医療局は、口蹄疫の発生やまん延を防止するために、県と連携して農家等へ日頃の畜舎の衛生管理や消毒、部外者の立入禁止などの周知徹底を行う。また、経済局は、出荷業者への衛生管理に関する啓発を行う。

(8) 市民に対する広報・相談

政策経営局、みどり環境局、経済局、医療局等関係区局は、畜産に関する風評被害を防止するため、市民への正確な情報提供を積極的に行い、市ウェブサイト等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施する。

(9) マニュアル等の整備

みどり環境局及び関係区局は連携して必要なマニュアル等を整備し、体制の確保を図る。

(10) 横浜市口蹄疫対策警戒体制

国内で口蹄疫が発生し、かつ、拡大のおそれがある場合などには、発生状況の把握、家畜防疫、市民に対する正確な情報提供など、全庁的、横断的な連携が求められることから、みどり環境局が事務局となって「横浜市口蹄疫対策警戒体制」をとり、情報の共有化を図る。

また、県に隣接する都県等で発生（発生箇所から 50 キロメートル圏内に市域が含まれる場合）し、かつ、拡大のおそれのある場合は、自主消毒ポイントの設置を検討し、必要に応じて実施する。

5 応急対策

(1) 関係機関への通報

市内で口蹄疫に感染の疑いのある偶蹄類等が発見された場合は、みどり環境局及び総務局危機管理室が県、近隣市町村等へ速やかに通報、連絡等を実施するとともに、市長を本部長とする横浜市口蹄疫対策本部体制をとり、総合的に口蹄疫に関する対策を講じる。

(2) 発生時の感染拡大防止

関係区局が実施する主な対策は次のとおりとする。

ア 情報の収集・連携体制の確保

国、県等と情報交換を実施し、関係機関へ情報提供するなど連携を図り共有化する。

イ 早期発見・早期通報体制の確保

県と連携し、偶蹄類等の飼養者等に対して早期発見・早期通報を徹底させる。

ウ 感染予防と封じ込め

県と連携し、以下の感染家畜等への防疫措置に協力する。

(ア) 発生地の防疫措置の応援

(イ) 制限区域内の偶蹄類等動物飼養者への規制情報連絡の協力

(ロ) 消毒ポイントの設置と運営協力

(ハ) 汚染物品の埋却地の確保又は焼却処分協力

(ニ) ヒトや車両等によるウイルスの拡散防止としての通行の規制

(ホ) その他必要な支援

エ 発生地周辺住民への説明及び従事者等の健康相談対応

(ア) 口蹄疫発生に伴う防疫措置にあたり、周辺住民への説明を県と連携して実施する。

(イ) 家畜防疫従事者、飼養者や市民を対象とした健康相談や心のケアなどの対応を行う。

オ 情報提供

パニックや風評被害を防止するため、市民に対して市ウェブサイト等による情報提供、相談窓口の設置をするほか、適宜、報道機関等に情報提供する。

6 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市口蹄疫対策警戒体制	
責 任 者	みどり環境局危機管理責任者	
事 務 局	みどり環境局	
関係区局	総務局危機管理室、財政局、経済局、医療局、みどり環境局、資源循環局、道路局及び責任者が指定する区局	
確立基準	1 国内で口蹄疫が発生し、かつ、拡大のおそれのある場合 2 責任者が必要と認める場合	
廃止基準	1 第2部第2章第1節5に定める場合 2 口蹄疫の国内における拡大のおそれや再発懸念が払拭された場合	

(2) 対策本部体制

名 称	横浜市口蹄疫対策本部	〇〇区口蹄疫対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室、みどり環境局	区本部長の指定する課等
組織構成	政策経営局、総務局、財政局、経済局、医療局、みどり環境局、資源循環局、道路局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 県内で口蹄疫が発生した場合 2 移動制限区域又は搬出制限区域に市域が含まれる場合	

	3 市本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 第2部第2章第3節4に定める場合 2 県内および市域での口蹄疫の再発懸念が払拭された場合

7 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 4 関連情報の広報に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 防疫に係る人員配置に関する事。 2 職員の健康に関する事。
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 各区局間の総合調整及び統制に関する事（みどり環境局の事務を除く。）。 4 緊急事態発生の際及び県からの通報受理及び伝達に関する事。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動自粛要請に関する事。
財政局	市有地における埋却地に関する事。
経済局	1 と畜場の防疫に関する事。 2 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 3 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。
医療局	1 と畜場及び化製場等の防疫に関する事。 2 市民からの健康相談、偶蹄類等飼養者の健康相談に関する事。 3 偶蹄類等（ペット）の対策に関する事。 4 畜産物の安全性に対する正しい知識の普及に関する事。 5 偶蹄類等の飼養者の埋却地の調査に関する事。
みどり 環境局	1 県が行う防疫対策の実務に関する事。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 3 偶蹄類等の飼養者の埋却地の調査に関する事。 4 防疫措置に必要な消毒薬・防疫資機材などの調達に関する事。 5 偶蹄類等の飼養者に対する広報に関する事。 6 消毒ポイントのリストアップに関する事。 7 消毒ポイント・自主消毒ポイントの設置・運営・施設協力に関する事。 8 市立動物園の防疫に関する事。 9 畜舎排水に関する事。 10 住民説明会に関する事。 11 偶蹄類等に関する相談に関する事。 12 影響を受けた畜産農家への経営相談に関する事。 13 国、県、他都市との連絡調整に関する事。
資源循環局	1 埋却処理が困難な場合の焼却可能施設等の確認に関する事。 2 汚染物品等の焼却処理に関する事。
道路局	発生地周辺の家畜防疫に係る道路の管理等に関する事。
区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。 4 区民への広報及び住民説明会に関する事（みどり環境局等と連携して実施）。
<p>全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。</p> <p>○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○口蹄疫に関する広報・相談に関する事。 ○消毒ポイント・自主消毒ポイントの施設協力に関する事。</p>	

【用語解説】

○ 口蹄疫ウイルス

牛、豚、めん羊、山羊等の家畜をはじめ、ほとんどの偶蹄類動物など感受性動物が感染する「口蹄疫」という家畜伝染病（急性伝染病）の原因となる、直径25ナノメートルほどのウイルス。ただし、人に感染することはない。仮に感染した牛・豚肉や牛乳を摂取しても人体に影響はない。

○ 偶蹄類（ぐうていりい 偶蹄目）

偶蹄目（ウシ目）の哺乳類の総称で、2本又は4本の蹄をもつ草食性の動物。ウシ、ヒツジ、ヤギ、シカ、イノシシ（豚）、キリン、ラクダ、など9科185種。ゾウは長鼻目、バクは奇蹄目であるが、ともに口蹄疫にかかる感受性動物である。なお、ウマは蹄が1本で奇蹄目に分類される。

○ 口蹄疫の防疫対策

第一に発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に発生した場合には、その被害を最小限に食い止めることが基本となる。国内で発生した場合には国際的な口蹄疫清浄国の防疫原則に則り、殺処分により撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

万一、殺処分による方法のみではまん延防止が困難と判断され、早期清浄化を図る上で必要がある場合に限り、ワクチンの使用を検討する。口蹄疫ワクチンは、口蹄疫の感染を完全に防ぐことはできないが、発症を抑えてウイルスを排泄する家畜を減らすことにより、感染拡大の速度を遅らせることができる。しかし、ワクチンを接種した家畜は口蹄疫に感染しても症状を示さないため、感染動物が見逃され、知らぬ間に家畜の移動などにより病気が広がってしまう可能性がある。さらに、ワクチンを接種した家畜が生存している間は、口蹄疫汚染国と見なされ、日本から畜産物を長期間にわたって輸出できなくなることや汚染国からの輸入の制限もなくなるうえに、発生リスクも高くなり、畜産業に経済的打撃が大きい。

○ 患畜と疑似患畜

患畜とは家畜伝染病にかかっている家畜をいい、具体的には動物衛生研究所で口蹄疫に関するPCR検査（遺伝子検査）を行い、陽性が確認された家畜又は臨床症状から家畜防疫員により家畜伝染病にかかっていると判断された家畜。

疑似患畜とは、患畜との同居等により病原体に感染又は感染の疑いがあり、患畜となる可能性のある家畜（疑似患畜）で、いずれも、専門家の意見を聞き、家畜伝染病予防法に基づく口蹄疫の殺処分等の防疫措置の対象となる。

○ 埋却処分と焼却処分

口蹄疫の患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいて行う指示に従い、遅滞なく埋却しなければならない。埋却が困難な場合には、焼却又は化製処理を行う。埋却した場合、その土地は3年間発掘禁止。

○ 汚染物品

口蹄疫に感染した家畜は埋却及び焼却処分されるが、家畜の死体のほかに家畜に接する多くの物品は口蹄疫ウイルスに汚染されている可能性があり、汚染物品と呼ばれている。汚染物品は、生乳、糞尿などの家畜の排せつ物、飼料、敷きわらなど多岐に渡り、それぞれ処分方法が規定されている。

○ 移動制限区域と搬出制限区域

移動制限区域は、口蹄疫の発生と同時に、発生農場を中心とする原則半径10キロメートル以内の区域を指し、生きた偶蹄類の家畜やその死体等の移動が、最終発生例の防疫措置完了後21日間禁止される。また、この区域内のと畜場及び家畜市場は閉鎖される。

搬出制限区域は、移動制限区域の外側に発生農場を中心とする原則半径20キロメートル以内の区域を指し、生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域外への移動等が防疫措置完了後21日間制限される。

なお、移動制限区域及び搬出制限区域については、神奈川県知事が定める。

○ 消毒ポイント

口蹄疫が発生した場合、国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、移動制限区域や搬出制限区域が定められ、発生農場を中心に半径1キロメートル区域内及び各制限区域境界周辺に、発生状況に応じて家畜運搬車両等の消毒を行う共同車両消毒施設を指す。

○ 自主消毒ポイント

前記以外で、本市が独自で設置する家畜運搬車両等の消毒を行う共同車両消毒施設を指す。

○ 家畜伝染病予防法

家畜の伝染病疾病の発生及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的として定めた法律。家畜伝染病予防法第2条1項では、具体的に28種類の家畜伝染病を定めている。

<家畜伝染病予防法第3条の2の3項>

都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

第5節 その他の特定家畜伝染病対策

家畜伝染病予防法で位置づける重大な伝染病が発生した場合、2節、3節、4節を準用する。